

返戻金制度

株式会社ニューブリッジ

- 1、 弊社が推薦する候補者は入社後、3 箇月以内、当該役職に対する返戻金制度対応期間とする。
 - 2、 弊社が推薦する候補者は返戻金制度対応期間内に、何らかの理由（人員削減を除く）で、離職した場合、サービス料金の内、下記の規定に従って処理する。
 - a) 入社してから 1 箇月未満で離職した場合、1 回限り無料で再推薦（入社するまで）する。無料で推薦した人材が採用されなかった場合、サービス料金の 70%を返還する。
 - b) 入社してから 1 箇月以上 3 箇月未満で離職した場合、1 回限り無料で再推薦（入社するまで）する。無料で推薦した人材が採用されなかった場合、サービス料金の 50%を返還する。
- ただし、以上の無料推薦及びサービス料金の返還は、候補者の入社後 15 営業日以内にサービス料金を全額支払った場合のみに限る。